

## 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護

### 運営指導（実地指導）の結果を踏まえた留意事項等について

#### ①（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

##### 第117条

8 **指定認知症対応型共同生活介護**事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

#### （指定小規模多機能型居宅介護の取扱方針）

##### 第91条

2 **指定小規模多機能型居宅介護**事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

#### 【ポイント】

- ・一定の要件を満たせば、外部評価を2年に1回にとすること（外部評価免除）が認められます。
- ・運営推進会議を活用した評価の実施もできます。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 自己評価及び外部評価について	自己評価及び外部評価について年1回の実施がされていない	自己評価及び外部評価は年1回実施し、利用者又はその家族に公表すること

#### ②（サービスの提供の記録）

第115条 **指定認知症対応型共同生活介護**事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 **指定認知症対応型共同生活介護**事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 認知症対応型共同生活介護計画の作成	サービス提供の記録が被保険者証に記載していない事例があった	入退居の年月日を利用者の被保険者証に記載すること

③ (勤務体制の確保等)

第 123 条 **指定認知症対応型共同生活介護**事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(勤務体制の確保等)【(準用) 第 108 条】

第 59 条の 13 **指定小規模多機能型居宅介護**事業者は、利用者に対し適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業員によって指定小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての指定小規模多機能型居宅介護事業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

【ポイント】

事業者は資質の向上の機会のために、従業員の研修の機会を確保する必要があります。年間計画を立てるなど、計画的に実施をしてください。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 勤務体制の確保	外部での研修など、研修参加の機会を計画的に確保されていない	従業員の資質向上のために、計画的に研修の機会を確保すること

④ (地域との連携等)【(準用)第128条,第108条】

第59条の17 **指定地域密着型通所介護**事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

※**指定小規模多機能型居宅介護**事業者については、指定認知症対応型共同生活介護事業者から置き換えて準用する。

【ポイント】

- ・運営推進会議では、活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聴取してください。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 地域との連携等	日常的な地域住民等との交流、地域活動への参加が確認できなかった	利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、日常的な地域住民との交流や地域活動への参加を積極的に行うこと
運営基準 地域との連携等	運営推進会議が未開催又は内部のみでの開催であった	運営推進会議はおおむね2月に1回以上開催し、活動状況の報告・評価を受けるとともに、地域住民等との連携及び協力を行うなど地域との交流を図ること

⑤ (事故発生時の対応)【準用第 128 条】

第 59 条の 18 **指定認知症対応型共同生活介護**事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第 59 条の 5 第 4 項の指定認知症対応型共同生活介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)【(準用) 第 108 条】

第 40 条 事業者は、利用者に対する**指定小規模多機能型居宅介護**の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【ポイント】

再発を防ぐための、事故原因を解明し、対策を講じる必要があります。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
運営基準 事故発生時の対応	事故の記録簿が未整備となっている事例があった	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、記録すること

## ⑥ (従業者の員数)

第 110 条 **指定認知症対応型共同生活介護**の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 70 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 113 条において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項の介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤でなければならない。

## (従業者の員数等)

第 82 条 **指定小規模多機能型居宅介護**の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))

の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第 7 項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第 191 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を 1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第 5 項において同じ。)に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第 1 項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤でなければならない。
- 4 第 1 項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

#### 【ポイント】

小規模多機能型居宅介護については、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に常勤換算方法で「3：1」+1 分の介護従業者を配置する必要があります。

基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
人員基準 従業者の員数	介護従業者の配置について、人員基準上満たすべき員数を下回っている日が見受けられた。	適正なサービス提供に必要な勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保すること。